

酒田市マイナンバーカード出張窓口サービス（個人宅訪問型）実施要領

酒田市では、市窓口への来庁が困難なかたを対象に、市職員が自宅まで出張して、無料で顔写真の撮影から申請までの手続きをサポートします。必要書類がそろっていれば、マイナンバーカードを市役所に出向くことなく郵送で受け取ることができます。

1 対象者（次のすべてに該当するかた）

- （１）市内に住民登録があり、訪問先の自宅が住民登録地であること
- （２）マイナンバーカードを初めて申請するかた
- （３）おおむね 65 歳以上または障害者手帳をお持ちで、病気や障がいなどで外出が困難なかた

2 実施条件（すべての条件を満たすこと）

- （１）訪問先の自宅が住民登録地であること
- （２）15 歳未満のかた及び成年被後見人のかたは法定代理人が同席すること
- （３）外国人住民のかたは、在留期限が 2 か月以上あること
- （４）介護等が必要なかたの場合は、介助者の同席ができること

3 実施日時

平日の午前 10 時から午後 4 時まで

※繁忙期は日程を調整させていただく場合があります。

4 申請日に必要となる書類

- （１）通知カード（原本回収。ない場合は当日紛失届を記入）
- （２）住民基本台帳カード（お持ちのかたのみ）
- （３）本人確認書類の原本（詳細は 6 を参照）

5 本人確認書類の種類（有効期限内であるものに限る）

下表のうち「A から 1 点」、または「B から 2 点」

A	B
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの）など	健康保険証、医療受給者証、介護保険証、子育て支援医療証、母子手帳、学生証、預金通帳、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証など

6 法定代理人が同行する場合（15歳未満のかた・成年被後見人のかた）

申請者本人の本人確認書類に加えて、下記の書類が必要です。

- （1）法定代理人の本人確認書類（「6 本人確認書類の種類」参照。
- （2）法定代理人であることの確認書類（戸籍謄本、登記事項証明書など。ただし法定代理人が同一世帯の場合は不要）

7 申し込み

電話で市民課住民係へ 電話 0234-26-5723

8 申し込みから交付までの流れ

- （1）申請者は、当日、必要書類を準備してください。
- （2）必要書類の記入、顔写真の撮影、暗証番号の決定等を行います。
- （3）申請から約1か月程度でマイナンバーカードを住所地に郵送します（市役所受け取りも選択できます）。